

一 貸銀値下解雇ハ今後絶対反対

一時雇傭制及テ撤廃シ即時本雇上付シタル

退換手当制定

一 解雇手当ハ退換手当ノ倍額支給

外三項

解決事項

一 債銀他下内子天旨内為サス

一 解雇手当制定ハ今後異処スルコト

一 臨時場合ハ日給ノ五割支給

一 総同盟ニ付シテ、往來通リ取扱

一 争議中ノ日給並ニ費用ニ付シテハ全封(四〇〇円)支給

一 本争議ニ付テハ職権者ヲ出サズ

7.1.15
2442

◎坂神合同ハニ株式会社争議 (役員金五千万) (二二七一六)

若彦総 西宮市 宮西町

後書員 九名 (雇傭手四八、車掌五〇)

参加者 一三二一名 (一三、一、一八)

本争議不振ヲ理由ニ十一月十七日三名ヲ解雇シタルニ因リ、今日

本争議不振ニ加シテ、他争議員ハ大半ハ同組ニ

ノ指導ニ付シ、他争議員ハ大半ハ同組ニ

ヲ同ジタルニ、大甲山乗合自動車株式会社ニ労働争議者

シ、交通協賛組神戸市電後書員組合ノ指導ヲ受クルニ

至ルニ以テ同社後書員ハ之ヲ棄テ、同争議ニ合流シ、同日アリ

罷業執行、争議員本都ヲ大改テ電自助会ニ移動シ、交渉ヲ遂

シモ、会社側ハ強硬ニ強硬ニシテ、要亦ヲ拒否シテ、同日ノ交渉ニ

伴ヒ悪化セシムルニ、交渉力アリシテ以テ、交渉員、一軒職警署